

令和2年12月1日

馬術競技運営専門委員会 決定

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会  
馬術競技運営専門委員会 馬事衛生部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会専門委員会規程第5条第1項の規定に基づき、馬術競技運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）の部会の設置および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称及び付託事項)

第2条 部会の名称並びに専門委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 部会の役員については、専門委員会委員長が指名する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは副部会長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 部会委員の任期は、委嘱されたときから部会の目的が達成されたときまでとする。ただし、部会委員が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その部会委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部会は、付託事項を審議したときは、その結果を専門委員会に報告するものとする。

4 部会長は、災害その他やむを得ないと認められる場合又は軽易な事項については、書面による議決を求め、これをもって部会に代えることができる。

5 部会長が必要と認めるときは、部会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門委員会委員長の承認を得て別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
馬事衛生部会	1 馬事衛生の基本的事項に関すること 2 その他馬事衛生に係る重要な事項に関すること	1 出場馬の健康検査及び防疫に関すること 2 出場馬の診断及び装蹄に関すること 3 厩舎の衛生管理に関すること 4 飼料、敷料に関すること 5 出場馬の輸送及び入退厩に関すること 6 馬運車等の消毒に関すること 7 救護獣医師、装蹄師の確保に関すること 8 馬事衛生物品の調達に関すること 9 馬事衛生対策開催県連携に関すること 10 その他馬事衛生に関すること